2026 年 3 月

お客様各位

豊　田　信　用　金　庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応のご案内

平素より豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

金融界では、「手形・小切手の全面的な電子化」を目指して、２０２７年３月３１日をもって「電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としております。

こうした環境を踏まえ、当金庫では、２０２５年７月に「手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応のご案内」をお知らせしましたが、今般、取組み内容の追加・変更をいたします。

お客様にはご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

１．取組み内容

実施年月	内　容
2025 年 5 月 30 日 （実施済）	2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付を終了
2025 年 12 月 22 日 （実施済）	払戻請求書による当座預金出金の取扱い開始
2026 年 1 月 5 日 （実施済）	当座預金専用キャッシュカードの取扱い開始
2026 年 3 月 31 日	**手形帳・小切手帳の新規発行受付終了** ※手形帳、小切手帳の新規発行の受付を終了します。 また、自己宛小切手の取扱いも終了します。
2026 年 9 月 30 日 （追加）	**手形・小切手の最終振出期限** ※手形・小切手の最終振出期限を 2026 年 9 月 30 日（水）とします。 最終振出期限後に振出された手形・小切手は、当座預金からの支払いはできません。
2026 年 9 月 30 日 （変更・追加）	**他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了** ※2026 年 9 月 30 日（水）をもって、当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。

現在、手形・小切手をご利用のお客様におかれましては、早期に代替サービスへの切り替えをご検討いただきますようお願い申し上げます。

２．代替サービスのご案内

【手形を利用中のお客様】

「とよしんでんさいサービス」のご利用をご検討ください。

＜「支払手形」の代替手段として＞

・「手形」に代わり、パソコン（インターネット）を通じて「電子記録債権（でんさい）」をでんさいネットに記録し、支払期日に資金決済を行います。

・手形に貼付している印紙代や、手形を送付する郵送料を削減できます。

＜「受取手形」の代替手段として＞

・支払期日に、自動的に指定口座へ入金されるので、「取立手続きが不要」です。

・受取った「電子記録債権（でんさい）」のうち必要な分だけを分割して、譲渡や割引をすることができます。（なお、割引には審査が必要です）。

※「でんさい」をスマートフォンやタブレットからも利用可能な**「でんさいライト」**もございます。

（ご利用金額に一部制限があるなど、「とよしんでんさいサービス」とは、一部機能が異なります）

> 「でんさいネット」ホームページに、でんさいに関する各種情報が掲載されていますので、ご参照ください。
>
> https://www.densai.net

【小切手をお取引先の支払いにご利用のお客様】

法人向け「とよしんＷＥＢ－ＦＢサービス」のご利用をご検討ください。

・パソコン（WindowsPC）による操作で、資金移動（振込）などのお取引ができます。

・インターネットに接続しているパソコンでご利用いただけます。

・専用ソフトや専用端末機の購入は不要です。

> 当金庫ホームページに、法人向け「ＷＥＢ－ＦＢサービス」に関する各種情報が掲載されていますので、ご参照ください。
>
> https://www.toyoshin.co.jp/internet_banking/webfb_information/

以　上

本件に関するお問い合わせ先

豊田信用金庫　営業統括部

電話：0565-36-1380

（受付時間　平日９：00～17：00）

豊田信用金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、以下のように対応しています。

２０２５年度	２０２６年度	２０２７年度

当座預金から払戻しをされるお客様

「預金払戻請求書」による払戻し

「当座預金専用キャッシュカード」による払戻し

当金庫の手形・小切手をご利用のお客様

「手形帳」・「小切手帳」の新規発行終了

<u>2026年3月31日</u>
手形帳・小切手帳新規発行終了
（自己宛小切手発行を含む）

「手形」・「小切手」の振出

2026年4月以降、他の金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付を終了している金融機関もあるため、受取人が取引金融機関で入金できない可能性があります。

手形・小切手の最終振出期限
<u>2026年9月30日</u>

最終振出期限を超過して振出された手形・小切手は、
当座勘定からお支払いできません。

手形・小切手をお受取りになるお客様

入金

- 支払地：当金庫 — 当金庫を支払地とする「手形」・「小切手」の入金
  2026年10月1日以降は、振出日が2026年9月30日までの手形・小切手について、入金が可能です。
- 支払地：他行 — 他行を支払地とする「手形」・「小切手」の入金
  2026年9月30日をもって、他行を支払地とする「手形」・「小切手」の預金入金扱い終了

取立

- 支払地：当金庫 — 当金庫を支払地とする「手形」の取立
  2026年10月1日以降は、振出日が2026年9月30日までの手形について、取立が可能です。
- 支払地：他行 — 他行を支払地とする「手形」の取立

2027年4月以降を期日とする「手形」・「小切手」の取立は、受付終了済みです。